

○長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、本市における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第68条の5第1項の規定により条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第6条第3項中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員」とあるのは、「長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等」とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 無料低額宿泊所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者を利することのないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。